

指 名 停 止 措 置 簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
有限会社富士産業	代表取締役 黒石 伸二	高知県知事許可 (般-6)第1668号	四万十市竹島 2895-1

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和7年6月13日から令和7年6月26日まで (2週間)
指名停止の理由	当該業者は、幡多土木事務所土佐清水事務所発注の「公適管第12-101-2号 国道321号公共施設等適正管理推進工事」において発生した作業員の負傷事故について、車両系建設機械の運行経路について、関係労働者に周知していなかったことが、労働安全衛生法違反に当たるとして、令和7年3月14日に四万十労働基準監督署より是正勧告を受けたため。 ※該当条項 高知県建設工事等指名停止措置要綱第1条規定の別表第1の第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当 同要綱の取扱いの別表第1関係4の（3）（県発注工事に係る工事関係者事故）に該当